

旭川市情報公開・個人情報保護委員会運営要領（改正案）

（趣 旨）

第1条 この要領は、旭川市情報公開・個人情報保護委員会規則（平成3年旭川市規則第35号）第7条の規定に基づき、旭川市情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（審査請求の審査）

第2条 委員会は、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号。以下「条例」という。）第19条又は旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）第18条、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条及び旭川市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年旭川市条例第23号）第47条に係る諮問を受けたときは、公開請求の対象となった公文書又は開示請求若しくは訂正等の請求の対象となった個人情報をもとに審査するものとする。

2 委員会は、実施機関に対し、相当の期間を定めて、公文書の公開請求又は個人情報の開示請求若しくは訂正等の請求に応じなかった理由、又はこれらの不作為の理由を記載した書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めることができる。

3 委員会は、実施機関から理由説明書の提出があったときは、その写しを審査請求人に送付し、相当の期間を定めて、理由説明書に対する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）の提出を求めるものとする。

4 委員会は、審査請求人から意見書の提出があったときは、その写しを実施機関に送付するものとする。

5 委員会は、条例第22条第9項の規定による場合のほか、審査請求人、処分庁の職員その他関係者（以下「審査請求人等」という。）から意見又は説明を述べる機会を与えるよう申出があったときは、その機会を与えるよう努めなければならない。

6 委員会は、審査請求人等の意見又は説明を聴くに当たって、当該審査請求人等から申出があったときは、補佐人の付き添いを求めることができる。

7 委員会に出席をして意見又は説明を述べることのできる者の数は、5人以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

8 委員会は、必要と認めるときは、委員会が指名する委員（以下「指名委員」という。）に審査請求人等の意見又は説明を聴取させることができる。この場合において、指名委員

は、審査請求人等の意見又は説明を記載した調書を作成し、委員会に報告しなければならない。

(会 議)

第3条 委員会の会議は、公開とする。ただし、不服審査及び委員会が適当と認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録)

第4条 委員会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録は、その会議に出席した委員の承認により確定する。

3 会議の会議録（会議の提出資料を含む。以下同じ。）は、公開とする。ただし、不服審査に係る会議録及び委員会が必要と認めたときは、会議録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(小委員会)

第5条 前2条に係る規定は、条例第22条第4項に規定する小委員会を置く場合について準用する。

2 規則第5条第2号に規定する小委員長に事故あるときは、小委員会に属する委員のうちから小委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(細 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年7月19日から施行する。

(旭川市情報公開条例に係る諮問の経過措置)

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服申立てであって、旭川市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年条例第24号）の施行前にされた公開決定等又は

この条例の施行前にされた公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(旭川市個人情報保護条例に係る諮問の経過措置)

- 3 開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為についての不服申立てであって、旭川市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成28年条例第25号）の施行前にされた開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の施行期日前に開催した会議については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。

旭川市情報公開・個人情報保護委員会運営要領の一部改正案新旧対照表

改正前	改正案
<p>○旭川市情報公開・個人情報保護委員会運営要領</p> <p>(審査請求の審査)</p> <p>第2条 委員会は、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号。以下「条例」という。）第19条又は旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）第18条に係る諮問を受けたときは、公開請求の対象となった公文書又は開示請求若しくは訂正等の請求の対象となった個人情報をもとに審査するものとする。</p> <p>附則</p>	<p>○旭川市情報公開・個人情報保護委員会運営要領</p> <p>(審査請求の審査)</p> <p>第2条 委員会は、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号。以下「条例」という。）第19条、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条及び旭川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年旭川市条例第23号）第47条</u>に係る諮問を受けたときは、公開請求の対象となった公文書又は開示請求若しくは訂正等の請求の対象となった個人情報をもとに審査するものとする。</p> <p>附則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u></p>

傍聴者のみなさまへお願い（案）

傍聴の際には，次のルールを守ってください。

- 会議は，静かに傍聴してください。
- 傍聴者は，発言はできません。
- 委員の発言に対して，拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- ゼッケン，たすき等を着用し，又は旗，プラカード等を掲げる等示威的行為をしないでください。
- 会議場において委員会の許可なく撮影，録音その他これらに類する行為をしないでください。
- このほか，会議場の秩序を乱し又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

* これらのルールが守られない場合は，退場していただくことがあります。円滑な会議進行のため，御協力をお願いします。

* 御質問・御意見のある方は，会議終了後，事務局員へお申し出ください。

